

ご覧ください
固定資産税の価格等
平成20年度の縦覧・閲覧

市 税 務 課

平成20年度の固定資産税額のものとなる土地・家屋・償却資産の価格(評価額)などを、3月末に決定します。新しい価格などを次のとおり開示します。
平成20年度は、土地・家屋の価格を全面的に見直す3年に1度の「評価替え」の年ではありませんが、地価の下落が顕著な土地については、価格を修正します。

縦覧

納税者が、自分の資産の評価額が適正かどうか、ほかの資産の評価額と比較して確認するものです。

期間 4月1日(火)～6月2日(月)まで(土・日曜日・祝日を除く)
時間 午前8時30分～午後5時15分

場所 困務課(市役所2階)

縦覧できる人 今年の1月1日現在で、市内に課税対象の土地・家屋を所有する人

縦覧の対象 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿

※縦覧帳簿には、土地・家屋の所有者や税額は記載していません。

閲覧

納税義務者が、固定資産課税台帳の自分の資産について記載された部分を確認するものです。また、借地人・借家人も、使用・収益の対象となる資産の課税内容を確認できます。

開始日 4月1日(火)～(土・日曜日・祝日を除く)
時間 午前8時30分～午後5時15分

閲覧できる人

納税義務者(所有者)とその同居の親族、または借地人・借家人 など
閲覧の対象 土地・家屋・償却資産の各固定資産課税台帳、名寄帳

縦覧・閲覧される場合は、本人確認ができる書類などを提示していただきます。縦覧・閲覧できる人の条件や、本人確認の方法など詳しいことは、彦根市ホームページをご覧ください。

■不服申立てについて

平成19年中に、新築・増築された家屋、または、地目変更や価格の修正のあった土地の所有者で、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、価格が台帳に登録された日(3月末日)から納税通知書の交付を受けた日の後60日の間に、彦根市固定資産評価審査委員会

に対して、審査の申し出をすることができません。

問い合わせ先 困務課課資産

税係 ☎30-6138番、FAX 22-3052番

彦根市水道事業評価報告書を公表しました

水道部業務課

彦根市では、統一的な視点と手段によって水道事業を外部評価し、その結果を公営企業としての経営に活かすため、事業評価制度を導入しています。

事業評価制度の実施にあたっては、客観性や透明性を高めるため、市民や学識経験者からなる「彦根市水道事業評価委員会」を設置しています。

平成19年において、今日まで合計8回の委員会を開催し、平成18年度事業についての評価報告書をまとめました。

評価報告書については、彦根市ホームページの「彦根市水道事業評価委員会」の欄に掲載しているほか、市役所1階情報公開コーナー、または2階水道部窓口でご覧いただけます。

問い合わせ先 水道部業務課 ☎22-2722番、FAX 244054番

問い合わせ先 困務課課資産税係 ☎30-6138番、FAX 22-3052番

犬の登録と狂犬病予防注射 日程と会場

月 日	時 間	会 場
4月 7日(月)	9:30~11:30 13:30~15:30	中地区公民館(大藪町) 消防本部(裏)西車庫(西今町)
4月 9日(水)	9:30~11:30 13:30~15:00	湖東地域振興局地域健康福祉部(彦根保健所) 鳥居本地区公民館
4月 11日(金)	9:30~11:00 13:30~15:00	東 沼 波 会 館 武道場(城東小学校西側)
4月 14日(月)	10:00~11:30 13:30~14:30	南中学校(甘呂町) 八坂町民会館
4月 16日(水)	10:00~11:30 13:30~15:00	市役所(北側駐輪場付近) 原町西集会所
4月 18日(金)	10:00~11:30 13:30~15:00	グリーンピアひこね(清崎町) 城西会館(彦根地方気象台西側)
4月 21日(月)	10:00~11:30 13:00~14:00 14:30~15:30	本庄町公民館 新海町公民館 下岡部町公民館横精米所
4月 23日(水)	9:30~11:00 13:30~14:30	稲部町公民館 龜山出張所(賀田山町)
4月 25日(金)	10:30~11:30 13:30~15:30	WAつとねす春日(大方町) 福祉保健センター(平田町)
4月 28日(月)	9:30~11:30 13:30~15:30	高宮地域文化センター 旭森地区公民館(正法寺町)
5月 13日(火)	9:30~11:30 13:30~14:30	河瀬出張所(森堂町) 県立視覚障害者センター(松原一丁目)
5月 22日(水)	9:30~11:30 13:30~14:30 15:00~16:00	福祉保健センター(平田町) 稲枝支所(田原町) グリーンピアひこね(清崎町)

※この日程以外は、かかりつけの獣医で登録・注射を受けてください。

※上の表中で「太字」で表記されている所は、前の年から、時間、場所などに変更のあったところです。



犬の登録と
狂犬病予防注射の実施

市健康管理課

狂犬病は、現在でも、世界の多くの国で発生しています。狂犬病予防法により、登録と注射は飼い主の義務です。毎年1回必ず受けさせましょう。

対象となる犬 市内で飼われている生後91日以上の犬

日程と会場 表のとおり

料金 既に登録している犬 3,200円(狂犬病予防注射済票交付手数料500円を含む)

未登録の犬 6,200円(登録手数料3,000円、狂犬病

予防注射済票交付手数料500円を含む)

縦覧

納税者が、自分の資産の評価額が適正かどうか、ほかの資産の評価額と比較して確認するものです。

期間 4月1日(火)～6月2日(月)まで(土・日曜日・祝日を除く)
時間 午前8時30分～午後5時15分

縦覧

納税者が、自分の資産の評価額が適正かどうか、ほかの資産の評価額と比較して確認するものです。

期間 4月1日(火)～6月2日(月)まで(土・日曜日・祝日を除く)
時間 午前8時30分～午後5時15分

■不服申立てについて

平成19年中に、新築・増築された家屋、または、地目変更や価格の修正のあった土地の所有者で、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、価格が台帳に登録された日(3月末日)から納税通知書の交付を受けた日の後60日の間に、彦根市固定資産評価審査委員会

縦覧

納税者が、自分の資産の評価額が適正かどうか、ほかの資産の評価額と比較して確認するものです。

期間 4月1日(火)～6月2日(月)まで(土・日曜日・祝日を除く)
時間 午前8時30分～午後5時15分

縦覧 納税者が、自分の資産の評価額が適正かどうか、ほかの資産の評価額と比較して確認するものです。

期間 4月1日(火)～6月2日(月)まで(土・日曜日・祝日を除く)
時間 午前8時30分～午後5時15分

縦覧 納税者が、自分の資産の評価額が適正かどうか、ほかの資産の評価額と比較して確認するものです。

期間 4月1日(火)～6月2日(月)まで(土・日曜日・祝日を除く)
時間 午前8時30分～午後5時15分

彦根市水道事業中期経営計画平成19年見直し案への意見公募 実施結果

彦根市水道事業中期経営計画平成19年見直し案に対して、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

ご意見	回答
未収金対策に力を入れるべきであるが、同時にさまざまな方法での附帯事業収入を導入すべきである。	すでに検針票への広告掲載をしましたが(現在は、ほかの内容を掲載)が、今後は、原案に記載の内容を含め、広告などの附帯事業収入の確保に努めます。
未収金回収について、委託業務の実施を全面ではなく、一部にとどめ、回収目標を数値化し、市民に公表してもらいたい。	料金徴収業務の委託は、給水停止や法的措置など、未収金対策の核となる業務は、市で意思決定をしますので、大規模な委託にはなりません。目標については、原案に記載しています。

日本赤十字社
社資募集の結果

日本赤十字社の社資募集に、皆さんの温かいご支援、ご協力をいただき、ありがとうございました。
平成19年度実績(2月6日現在)
◆法 人 2,481,000円
◆個人・自治会 5,774,988円
◆奉 仕 団 493,000円
合 計 8,748,988円

ご協力いただきました社資は、すべて日本赤十字社滋賀県支部に送金いたしました。
問い合わせ先 日本赤十字社彦根市地区事務局(困出納室内) ☎30-6129

外れるときがあります。
問い合わせ先 困務課課資産税係 ☎30-6138番、FAX 22-3052番
※粗大ごみ以外のごみの搬入はできません。
※指定時間以外の搬入はできません。
※当日は、臨時の搬入口を設置しますので、誘導する係員の指示に従ってください。

市清掃センター

粗大ごみの清掃センター
臨時直接搬入について
困務課 ☎22-2734番、FAX 24-7787番

5年以上の
受給者対象
減額されます
母子家庭などの児童扶養手当が

4月から、児童扶養手当を5年以上受給している人の手当額が、原則、現在受給している額の2分の1になります。ただし、3歳未満の児童がいる場合は、その児童が8歳になるまでは、減額の対象外です。
また、次のいずれかの要件を満たす場合には、減額になりませんが、所定の書類の提出が必要となります。
5年を経過する対象者に通知をします。要件に該当する人は、必ず、指定の期日までに届出をしてください。

減額の適用除外となる要件

- ▼就業している
 - ▼求職活動など自立に向けた活動をしている
 - ▼一定の障害の状態にある
 - ▼疾病などにより就業困難である
 - ▼子どもや家族の介護のため、就業が困難である
- 問い合わせ先 困子育て支援課 ☎2395590番、FAX 26-768番